A4リーフレット

従業員の皆さま

旭川市シンボルキャラクター
あさっぴー

旭川の冬を楽しもう！

年次有給休暇を活用 冬のレジャーを楽しもう！

「よく働いてちゃんと休む」

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は大切なことです。年次有給休暇を取得するのもそのひとつの方法。家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、自分のための時間をつくってみませんか。

冬のガーデン

みんなで行こうよ！

旭川市キャラクター
ゆっきりん

年次有給休暇を取得して冬を満喫しよう！

例えば、
スキーや温泉、
冬の旭山動物園を楽しんだり、
また地域のイベントの前後に
合わせて年次有給休暇を
取得しませんか。

冬のガーデン
1/11㊏～2/11㊋
●ゆっきリンクASAHIKAWA
●雪列車（遊覧ソリ）

1/11㊏～2/1㊐
スノーラフティング・スノーバナナ

旭川冬まつり

雪あかりの動物園

自己診断や取組事例を活用して働き方・休み方改善のヒントを見つけよう【働き方・休み方改善ポータルサイト】

- 企業・社員向け 自己診断をしたい
- 企業の（働き方改革）取組事例を検索したい
- ボランティア休暇等特別な休暇制度を知りたい
- 企業の特別な休暇制度事例を検索したい
- 企業のゆう活の取組事例を知りたい
- 労働者の休み方に着目した取組等を知りたい

・働き方・休み方改善指標による自己診断
・診断結果に基づいた対策の提案
・企業における取組事例を紹介
・働き方・休み方の改善に役立つ情報を掲載

働き方・休み方改善ポータルサイト　検索

厚生労働省では旭川市と連携を図りながら、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行います。

厚生労働省
北海道労働局
旭川労働基準監督署

旭川市

旭川商工会議所　あさひかわ商工会
北海道中小企業家同友会道北あさひかわ支部
一般社団法人 旭川観光コンベンション協会

問い合わせ先 【厚生労働省委託事業実施機関】
株式会社北海道二十一世紀総合研究所
〒060-8640 札幌市中央区大通西3丁目 北洋ビル6階 TEL011-231-3053

事業主の皆さま

従業員がしっかり休むことで以下のようなメリットがあります。

- ☑ 従業員の心身の健康につながる
- ☑ 従業員のモチベーションが向上する
- ☑ 従業員の定着率が良くなる
- ☑ 仕事の効率が上がる

仕事と休暇のメリハリをつけ働きやすい会社づくりを目指そう!

▶ 年次有給休暇の取得に向けた環境づくりに取り組もう

具体的には・・・

- 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- 管理者が率先して休暇を取得
- 労働組合等による企業、労働者への働きかけ
- バースデー休暇や半日休暇など多様な休み方の検討

などが考えられます。

2019年4月から、「年5日」の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となりました

Point. 1 対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

※法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の労働者に限られます。
※対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

Point. 2 年5日の時季指定義務

使用者は、労働者ごとに、付与した年次有給休暇のうち5日については、付与した日（基準日）から1年以内に時季を指定して取得させなければなりません。

Point. 3 時季指定の方法

使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取すると共に、できる限り労働者の意見を尊重し、希望に沿った取得時季になるよう、努めなければなりません。

Point. 4 時季指定を要しない場合

既に5日以上の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

▶ 年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

導入のメリット

事業主	従業員
労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。	ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

［例1］年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
労使協定により計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

［例2］年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
労使協定により計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

旭川市からのお知らせ

旭川市では仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した職場環境づくりに取り組もうとする事業者を応援しています。

▶ ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業

旭川市では、事業者のワーク・ライフ・バランス推進の取組を促進するため、社会保険労務士をアドバイザーとして無料で派遣しています。

［派遣対象］

市内に事業所があり、事業者全体で常時雇用者が300人以下の事業者

［支援内容］

1. 労働時間の短縮、業務効率の改善その他生産性の向上
2. 年次有給休暇の取得促進
3. 育児や介護・看護のための休業制度の導入及び活用
4. 就業規則等の整備・見直し
5. 女性の活躍促進
6. その他ワーク・ライフバランスの推進

▶ ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰

旭川市では、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰しています。

問合せ先：旭川市総合政策部政策調整課　TEL：0166-25-5358